

薩摩川内市危険ブロック塀等解体撤去促進事業 Q & A

	<p>Q 1 道路等で、その他市長が認めるものとは、どのようなものですか？</p> <p>A 第三者の方が、通行する可能性のある道路を示しています。国、県、市道に限るものではありません。</p>
	<p>Q 2 ブロック塀の危険性は、どうやって判断するのですか？</p> <p>A 危険ブロック塀でないと対象となりません。申請前に事前に相談いただき職員が現地調査（鉄筋の有無や傾き具合など）を行い、ブロック塀の診断カルテを基に判断します。</p> <p>危険と判断されたら申請書を準備し、申請してください。</p>
	<p>Q 3 対象となる危険ブロック塀の高さの基準がありますか？</p> <p>A 危険なブロック塀であり、高さが1 m以上であるもの。また、擁壁などの上に積まれているものは、全体の高さが1 m以上で、かつ、ブロック部分が60 cm以上であるものです。</p> <p>高さの計測位置は、道路等に面する部分の一番低い箇所です。一部が1 m以上であれば、その部分は対象となります。</p> <p>ブロック塀の上に、フェンスなどを設置しているものについては、フェンス部分の高さは含みません。</p>
	<p>Q 3 道路等が、建築基準法第42条第2項に規定する道路である場合、同じ場所への造り替えはできますか？</p> <p>A できません。狭い道路で将来幅員が4 mとなるように定められた規定です。よって、道路の中心線から2 m（道路の反対側に川等がある場合、道路の反対側から4 m）セットバックして築造する必要があります。</p>
	<p>Q 4 古くなったブロック塀の造り替えもできますか？</p> <p>A 造り替えは可能です。造り替える際には、建築基準法及び(社)日本建築学会の基準に適合した塀としてください。また、補助対象となるのは撤去に要する費用のみです。</p>
	<p>Q 5 隣との間に、高いブロック塀がありますが対象になりますか？</p> <p>A 対象外です。危険なブロック塀等になっている場合は、お互いに協議し改善するよう努めてください。</p>
	<p>Q 6 ブロック塀の塗装やひび割れの補修は、補助対象になりますか？</p> <p>A 塗装工事やひび割れの補修は、対象外です。ひび割れがあるものは、老朽化がすすんでいる証拠とも言えますので、撤去を検討してください。</p>
	<p>Q 7 危険ブロック塀の撤去について、塀や基礎を全部撤去しなければなりませんか？</p> <p>A 倒壊により道を通行される方々への安全対策として行うものです。</p> <p>境界明示等のため、1段程度残すのは可能です。また、土留めを兼ねている場合に残す時は50 cm程度までとします。</p> <p>ただし、擁壁等の上部に設置されたブロック塀は、残さないでください。</p>

	<p>Q 8 居住する住宅の敷地外にある危険ブロック塀は、対象となりますか？</p> <p>A 道路等に面しており、危険ブロック塀と判定されれば、補助の対象となります。</p>
	<p>Q 9 既存フェンスの撤去は、対象となりますか？</p> <p>A 危険ブロック塀（高さ1 m以上）の上にフェンスを設置しているものは対象となりますが、フェンス単独で自立しているものは対象外となります。</p>
	<p>Q 1 0 申請者はだれになりますか？</p> <p>A 当該危険ブロック塀の所有者となります。仮に危険ブロック塀が敷地の所有者と同じでない場合は、危険ブロック塀の所有者から承諾を得て、敷地の所有者が申請者となり施工することも可能です。この場合、所有者の委任状が必要です。</p>
	<p>Q 1 1 危険ブロック塀を造り替えて、延長を延ばしたいが対象になりますか？</p> <p>A 撤去するブロック塀の費用のみが対象で、新設は対象外です。</p>
	<p>Q 1 2 擁壁の上に土留めとしてブロック塀を使用しています。造り替えについて対象となりますか？</p> <p>A 危険ブロック部分が60 cm以上（擁壁とブロックで1 m以上）であれば、撤去する費用が対象となります。造り替えの部分は対象外となります。同様ブロック塀での土留めは行わず、鉄筋コンクリート造等としてください。</p>